

スクラム

広島市立祇園中学校

第1学年通信

2013 / 12 / 17

No. 28

もうすぐ冬休み



いよいよ冬休みが近づいて来ました。この休み中には、クリスマスやお正月など、楽しい行事が続きますね。暴飲暴食や夜更かしなどをして、生活のリズムを崩さないようにしましょう。

また、カラオケやゲームセンターなどに子どもだけで行って、様々なトラブルが発生しています。スーパーマーケットなどにも、何か必要なものがあって買いに行くのはいいのですが、用事もないのにうろろうしたり、たむろして地域の方々に迷惑をかけたことのないようにしましょう。

あなたにとっての今年の一文字は・・・

先日、毎年恒例の漢字能力検定協会主催による募集で、「今年の一文字」が、2020年オリンピック・パラリンピック決定の五輪にちなんで、「輪」だと発表されました。

あなたにとって、今年の自分を表す一文字は何でしょう。4月に中学校に入学して、期待と不安を胸に、新しい気持ちで頑張ろうと思ったことでしょうか。それから、8か月余りが過ぎました。4月に立てた誓いはどうなっているのでしょうか。学習や部活動、友達作りなど上手くいっていますか。

あなたにとっての、この一年を表す漢字はどんなものでしょうか。左の4文字は、昨日、1年生のあるクラスの人たちに、中学校に入学してから今日までの自分自身の心境を表す漢字一文字を書いてもらって、多かったベスト4です。ちなみに1位は「楽」で、2位は「笑」でした。他には、「輝」「跳」「幸」「試」などもありました。今年の元日には、1年の

楽

喜

笑

新

1年生のあるクラスのベスト4です

自分の決意を表す一文字を是非考えてみてくださいね。



注意！ 万引きは犯罪です！（窃盗罪 ^{せつとうざい} 刑法235条）

先日、たまたま、あるお店の経営者の方と話をすることがありました。お店の人たちは、商品を販売して利益を得ているのですが、お金を払わないで商品だけ持っていかれると、お店にとって大きな損失になるし、商売が成り立ちません。生活がかかっているのです。別のお店の方は、万引きされると、親会社から、どんどん店員がクビを切られると言われていました。軽い気持ちで、または、面白半分で物を盗むということは、絶対にあってはなりません。もしも、友達がそのような行為をしようとしていたら、止められる人になりましょう！

盗品等無償譲受け罪（刑法 256 条） 3 年以下の懲役

盗品等有償譲受け罪（刑法 256 条） 10 年以下の懲役及び 50 万以下の罰金

また、誰かが盗んだものを、ただでもらったり、お金を払って買ったとしても、懲役や罰金の対象となります。また、盗むように頼むと、**教唆犯**（きょうさはん）として、本人と同じ罪に問われます。

これから、年末年始、楽しいことも多く、様々な誘惑も多いかと思いますが、自分の弱い心に負けないように、善悪の判断をきちんとして行動してください。また、「本当の友達」なら、自分がどうあるべきかをしっかり考えて行動しましょう。冬休みが、ルールを守った上で、楽しい思い出となるようにしましょう。

